音楽教育専攻	四
美術教育専攻	四
保健体育専攻	四
技術教育専攻	三
家政教育専攻	四
英語教育専攻	三

一の専攻（学校教育専攻、特別支援教育専攻及び幼児教育専攻を除く。）が複数の教科教育の分野を含む場合であつて、上記の区分によりがたいときは、これらの分野に係る専攻のうち最も多い数の研究指導教員を置くものとされているものの研究指導教員数に、当該専攻以外の教科教育の分野一につき一人を加えて得た数の研究指導教員数を置くものとする。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第千五百六十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、ウスターソース類の日本農林規格（昭和四十九年六月二十七日農林省告示第五百六十五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年十二月七日から施行する。

平成二十六年十一月七日

農林水産大臣　西川　公也

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のウスターソース類の日本農林規格により格付の表示が付されたウスターソース類については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の1の規定（国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会が定めた食品添加物に関する一般規格（CODEX STAN 192―1995, Rev. 7―2006）3. 2の規定に係る部分に限る。）の適用については、同項の1の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

3　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の2及び3の規定の適用については、同項の2及び3の規定にかかわらず、平成二十八年六月六日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千五百六十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、植物性たん白の日本農林規格（昭和五十一年九月十一日農林省告示第八百三十八号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年十二月七日から施行する。

平成二十六年十一月七日

農林水産大臣　西川　公也

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の植物性たん白の日本農林規格により格付の表示が付された植物性たん白については、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十八年六月六日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千五百六十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ウスターソース類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十九日農林水産省告示第千三百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月七日から施行する。

平成二十六年十一月七日

農林水産大臣　西川　公也

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十六年十一月七日農林水産省告示第千五百六十四号（ウスターソース類の日本農林規格の一部を改正する件）附則第三項の規定に基づき格付を行う場合におけるウスターソース類についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千五百六十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、植物性たん白についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月二十四日農林水産省告示第千三百四十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月七日から施行する。

平成二十六年十一月七日

農林水産大臣　西川　公也

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十六年十一月七日農林水産省告示第千三百六十四号（ウスターソース類の日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合における植物性たん白についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千六十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道茅部郡森町字石倉町六一〇番五四	前	最大 九〇〇（メートル）	二七
北海道茅部郡森町字石倉町六一〇番五四	後	最大 一〇二	二七

○国土交通省告示第千六十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　関越自動車道上越線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
妙高市大字五日市字横山前平一三一五番八から同市大字五日市字横山前平一三一五番一まで	前	最大 一三〇（メートル）	三九七（メートル）
		最小 六二	
	後	最大 一六二	
		最小 六六	